

北海道過疎地域自立促進都道府県計画

平成22～27年度

(平成26年度変更)

北海道

目 次

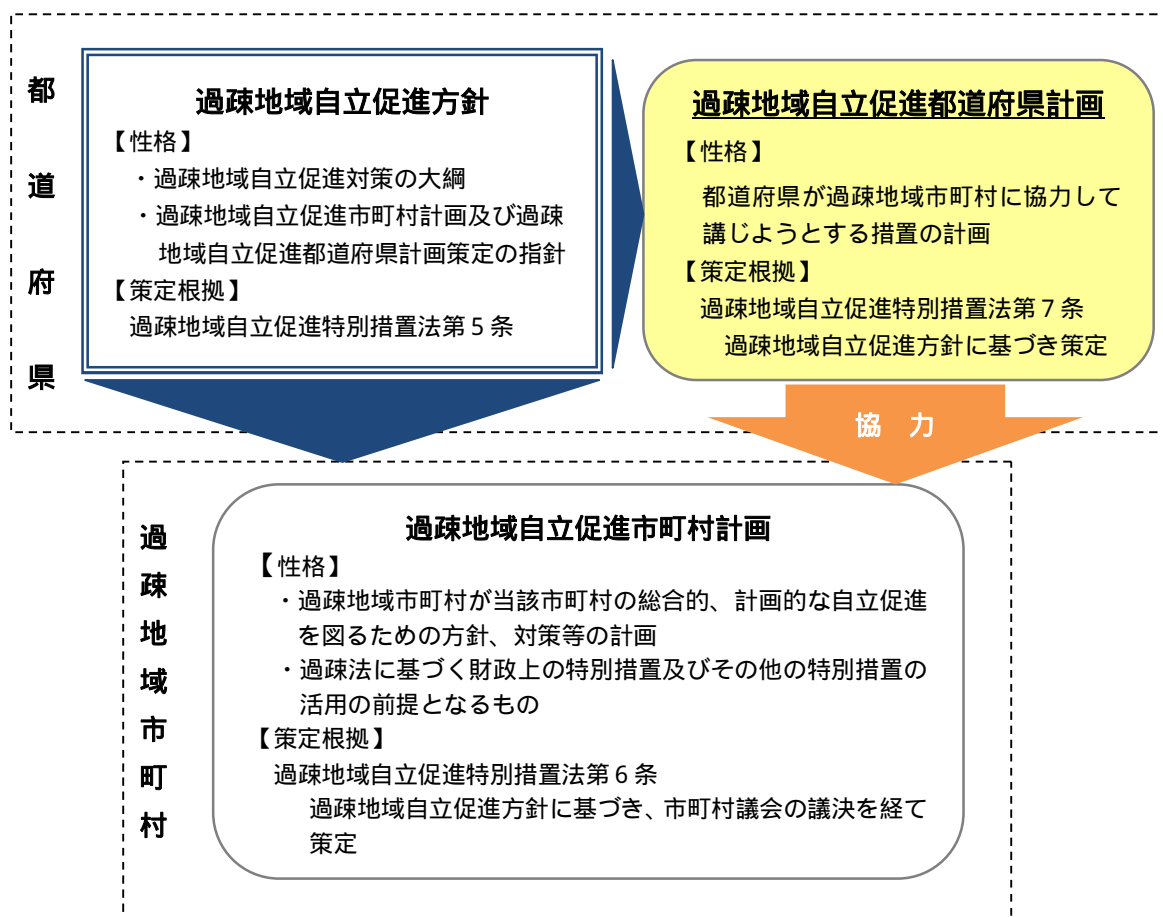
はじめに	1
1 基本的な事項	3
(1) 過疎地域の現状と問題点	3
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	3
2 産業の振興	4
(1) 農林水産業の振興	4
ア 農業	4
イ 林業	8
ウ 水産業	9
(2) 地場産業の振興	10
(3) 企業の誘致対策	10
(4) 起業の促進	11
(5) 商業の振興	11
(6) 観光の振興	12
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	13
(1) 道路の整備	13
ア 基幹的な市町村道等の整備	13
イ 道道等の整備	13
(2) 多様な交通確保対策	15
(3) 情報化の推進	16
(4) 地域間交流の促進	16
4 生活環境の整備	17
5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	18
6 医療の確保	19
7 地域文化の振興等	20
8 集落の整備	21
9 その他の地域の自立促進に必要な事項	22

はじめに

1 北海道過疎地域自立促進都道府県計画の趣旨

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第5条の規定により策定した北海道過疎地域自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、道が過疎地域市町村に協力して講じようとする具体的な措置の内容を定める計画として、法第7条の規定により策定するものです。

方針と計画の性格と相互の関係



2 計画の期間

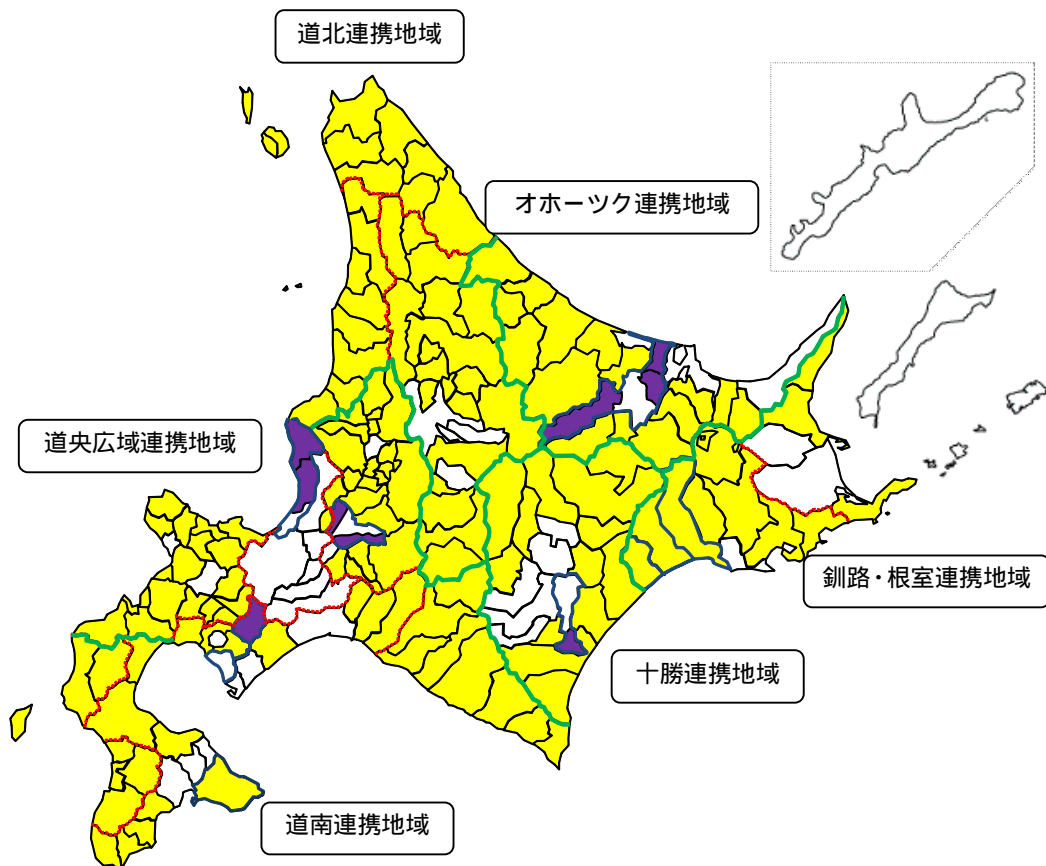
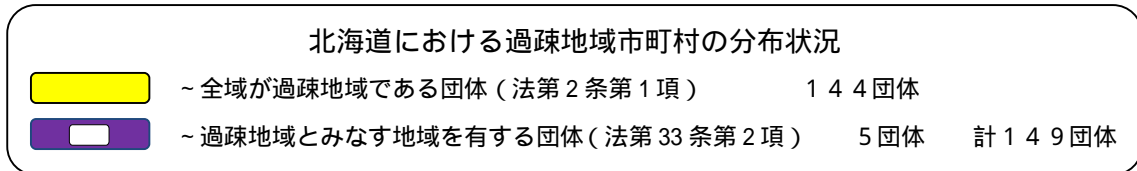
平成22年度から平成27年度までの6年間

3 推進管理体制

この方針に定める過疎地域自立促進対策については、全庁横断的に組織する地域政策推進会議を中心に、過疎対策に関する協議や調整、別に定める北海道過疎地域自立促進都道府県計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

4 過疎地域の分布状況

過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定に基づき公示された本道における過疎地域市町村の数は、平成 26 年 4 月 1 日現在、149 団体（市：22 団体、町：114 団体、村：13 団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。



北海道過疎地域自立促進都道府県計画

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

過疎地域から道内各都市部への人口の流出が顕著
高齢化の進行と若年層の流出により年齢構成の偏りが顕著
担い手不足や就業者の高齢化などを背景に、第一次産業就業人口の減少が顕著
財政基盤が脆弱（財政力指数 過疎地域平均：0.20 全道平均：0.25）
社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

過疎地域の自立促進

～ 住民の安全・安心な暮らしづくりと、豊富な資源や潜在力を生かした個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築 ～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、地域の自給力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性の発揮

- ・国内有数の生産量を誇る農水産物
 - ・清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候
 - ・雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化
 - ・環境負荷の少ないクリーンエネルギー など
- 本道を取り巻く厳しい現状と時代の変化への的確な対応
既存ストックの有効活用、人材の育成などソフト対策事業の充実
行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携

新・北海道長期総合計画や各分野別計画、北海道新生プランなどの各種計画等との整合性に留意
各連携地域における「政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

2 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

ア 農業

消費者と生産者との信頼関係を基本とした「食」の構築や「環境」と調和した農業生産活動を推進するため、こうした取組を支える「人」づくりや個性を活かした「地域」づくりを積極的に推進し、持続可能な本道農業・農村を構築します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
経営体育成基盤整備事業	水田地帯において、将来の農業生産を担う経営体の育成を図りながら、生産基盤及び生活環境の一体的な整備を行う。
道営畑地帯総合整備事業	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、各種の農業農村整備事業を総合的に実施する。
道営かんがい排水事業	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用排水施設の整備等を行う。
道営地域用水環境整備事業	快適な農村環境の創設と自然生態系の保全を図るため農村地域に広範囲に存在する農業水利施設を対象に、水辺環境・魚道等を整備する。
草地畜産基盤整備事業	自給飼料の低コスト生産や農作業の効率化など、生産事業性の高い畜産経営の展開を図るため、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する。
畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型）	畜産担い手育成総合自給飼料に立脚した畜産主産地の形成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設とを一体的に整備する。
畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型）	水田地帯における新たな畜産の担い手と農地の有効活用を図るため、飼料基盤等の整備を行う。
畜産環境総合整備事業（資源利用型）	処理施設・周辺環境・還元草地等の一体的な整備、家畜排せつ物の有効利用を推進する。
道営中山間地域総合整備事業	中山間地域における農業生産基盤や農業生活環境基盤等の総合的な整備を行う。

<p>農村地域防災減災事業費（用排水施設等整備事業）</p>	<p>災害の未然防止と農業経営の安定化を図るため、自然的・社会的条件により脆弱化した農業用排水施設の改修等を行う。</p>
<p>農村地域防災減災事業費（農地保全整備事業）</p>	<p>災害の未然防止と農業経営の安定化を図るため、農地の土壌浸食と崩壊防止のための排水路の整備や農用地、農業用排水施設の機能回復工事等を行う。</p>
<p>農村地域防災減災事業費（農村防災施設整備事業）</p>	<p>地震防災対策推進地域等の災害防除に関する地域指定を受けた地域を対象に、農村地域の農業用施設や農村防災施設等の安全度評価を行い、地域住民の安全確保の観点から、対策の優先度が高い施設の安全対策を行うため、農村災害対策整備計画を策定し、ため池、用排水路の改修、農用地の保全等を行う。</p>
<p>農業・農村コンテナス形成総合推進事業</p>	<p>農業・農村が果たしている多面的な機能について広く道民の理解を促進するため、農業者や農業者と農業関係以外の団体・教育関係機関などが連携して行う理解を深めるための取組や、全道的な視点に立ったPR・啓発活動を支援する。</p>
<p>担い手育成総合推進事業</p>	<p>優れた担い手の育成確保のため、担い手の育成・確保対策を総合的に実施し、北海道農業・農村の活性化に資する。</p>
<p>北海道農業担い手育成センター事業</p>	<p>(財)北海道農業開発公社が行う就農支援資金の貸付、新規就農（希望）者の相談活動等を実施する。</p>
<p>クリーン農業普及拡大促進事業費</p>	<p>クリーン農業の一層の拡大を図るため、クリーン農業技術の開発・普及や産地の育成、YES!clean表示制度の普及啓発など、クリーン農業を促進する施策を総合的に実施する。</p>
<p>有機農業拡大促進事業</p>	<p>環境にやさしい農業や安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに対応した有機農業への取組みを一層拡大させるため、有機農業の普及啓発や技術開発などの施策を総合的に実施する。</p>
<p>強い農業づくり交付金</p>	<p>輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化等に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等これらの課題に対処した「強い農業づくり」を推進・整備するため、地域における生産・経営から流通までの諸施策・対策を総合的に支援する。</p>

<p>海岸保全施設整備事業</p>	<p>津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。 (根拠法：海岸法第1条)</p>
<p>戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業</p>	<p>戸別所得補償制度の本格実施初年度に当たり、麦・大豆等といった戦略作物等の生産拡大の支障となっている排水不良や、施設の老朽化等による用水の不足等に対応するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等の整備等を実施する。</p>
<p>農業体質強化基盤整備促進事業</p>	<p>畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業用水利施設の整備をきめ細かく実施する。</p>
<p>広域農業用水適正管理対策事業</p>	<p>過年度に実施された国営土地改良事業の施行に伴い、本来用途廃止すべき水門等の農業用水利施設のうち、当該事業完了後においても残存している施設を撤去する。</p>
<p>農業基盤整備促進事業</p>	<p>農業競争力の強化を図るため、地域の実情に応じ、水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を実施する。</p>
<p>農業水利施設保全合理化事業</p>	<p>生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、水路のパイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図る。</p>
<p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	
<p>農山漁村活性化プロジェクト交付金</p>	<p>農業の生産性の向上、効率化・安定的な農業経営の確立等を促進するため、きめ細やかな土地基盤整備及び農用地の利用集積等の推進を支援する。</p>
<p>アイ農林漁業対策事業</p>	<p>アイヌ農林漁家の経営改善や経済的地位の向上を図るため、生産基盤や経営近代化施設等の整備に対し支援する。</p>
<p>強い農業づくり交付金</p>	<p>補助率：2 / 3 以内</p>
<p>強い農業づくり交付金</p>	<p>輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化等に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等これらの課題に対応した「強い農業づく</p>

	<p>り」を推進・整備するため、地域における生産・経営から流通までの諸施策・対策を総合的に支援する。</p> <p>補助率：メニューにより 1 / 2 以内、4 / 10 以内、1 / 3 以内、30% 以内など</p>
--	--

イ 林業

生産性の高い林業生産活動による低コスト化や、担い手の確保・育成など、森林整備を着実に進める環境の整備を行うとともに、「地材地消」を基本とした道産木材の利用拡大や未利用資源等の森林バイオマスエネルギーなどへの活用促進、高付加価値製品の生産・流通体制の構築などによる木材産業の競争力強化、道民・企業との協働による森林づくりを推進します。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>森林環境保全整備事業（造林事業）、農山漁村地域整備交付金事業（造林事業）</p> <p>森林整備担い手対策推進費</p> <p>森林整備加速化・林業再生事業（人材育成）</p>	<p>森林の有する国土保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供等の多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備を行う。</p> <p>安全衛生の確保、技術技能の向上、福利厚生の充実等、森林作業員の育成及び確保を図る。</p> <p>低コストな森林施業を実現するため、技術者・技能者を育成する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>森林環境保全整備事業【造林事業分（一般民有林）】</p> <p>林業・木材産業構造改革事業</p>	<p>森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備を行う。 補助率：4 / 10 ~ 7 / 10</p> <p>林業を地域産業として維持、発展させていくため、安定した林業経営の育成と効率的な作業を担う林業事業者等の確保を図り、森林資源の供給体制の整備とともに、山村地域の活性化を図る事業で、木材加工流通施設の整備、特用林産の振興、林業生産用機械等の整備を促進する。 補助率：1 / 2 ~ 1 / 3</p>

ウ 水産業

国民に対し、安全・安心な水産物を安定して供給していくため、資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
水産基盤整備事業 (漁場整備)	水産動植物の生産促進に適した環境の造成のための構造物の設置等
水産基盤整備事業 (漁港施設)	漁業生産の増大と漁船漁業の近代化を図るため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設などの整備を行う。
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
漁港環境整備事業	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上に資するための施設整備に対して補助する。 補助率：1 / 2
漁業集落環境整備事業	漁業集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るための施設整備に対して補助する。 補助率：1 / 2 ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあっては、1 / 3
水産業振興構造改善事業	沿岸漁業を中心とした漁業における持続的な生産体制の構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備の推進のため、市町村及び漁協等が行う施設整備等に対して支援する。 補助率：1 / 2、4 / 10、1 / 3、5.5 / 10
漁港漁村活性化対策事業	漁港の効率的な利用と美しく快適な漁港環境の形成を図り、さらに、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守る減災対策の強化を図るための施設整備に対して補助する。 補助率：1 / 2 ただし、生活排水処理施設は定額 ただし、離島の減災対策施設については、5.5 / 10
漁村再生交付金	地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境施設を総合的に整備する。 補助率：6 / 10

(2) 地場産業の振興

地域の産業支援機関などとの連携を深めるとともに、経済社会環境の変化に対応した付加価値の高い新製品・新技術の研究開発、人材育成、販路開拓の促進や、事業再生への支援、金融の円滑化などに加え、今後成長可能性の高い健康、環境、国際の視点からの産業おこしの取組に対する支援などにより、地場産業の振興を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業 中小企業競争力強化促進事業	中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品開発などに要する経費に対し補助する。

(3) 企業の誘致対策

北海道と市町村などが連携して、地域の特性や資源を活かしながら、地域経済の活性化につながる企業誘致に取り組むとともに、今後、市場の拡大が見込まれる次世代自動車、医薬品、データセンターなどへの戦略的な企業誘致を促進します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業 企業立地促進事業 企業誘致促進事業	企業立地を促進するため、経済波及効果の高い産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野に対し、重点的な措置を講ずる。 国内外からの企業立地を促進するため、各種の企業誘致活動を展開する。

(4) 起業の促進

起業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、道内関係機関と連携し、これまでの創業の中核を担う層のほか、シニア及び女性や若年者も対象に加え、創業機運の醸成からビジネスプランの作成、開業経費にかかる助成や融資、創業後の経営の不安定な時期（創業後3年程度）におけるフォローアップなど、各段階に応じた施策を推進します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
創業促進総合支援事業	新規開業の促進を図るため、起業意欲の喚起から起業後のフォローアップまで、起業化の段階に応じた支援を実施する。
中小企業経営資源強化対策事業	地域プラットフォームの形成、事業の発展段階に応じた支援を実施する。

(5) 商業の振興

来街者が安心して買物できるような小売商業の環境づくりを促進するとともに、小売商業の後継者や担い手の育成を図ります。また、コンパクトなまちづくりの観点から中心市街地の活性化や商店街を中心に地域間の連携強化を図り、地域コミュニティの再生への取組を促進します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
商店街活力向上推進事業	商店街団体等が行う商業活性化や地域貢献の取組への支援及び商店街、個店の優良事例の発信を行う。
中心市街地商業活性化推進事業	中心市街地活性化に取り組もうとする市町村等への現地ヒアリング、指導等を実施する。
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
地域商業活性化総合対策事業	地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、地域の実態に応じた取組を誘導するモデル的な事例創出を図るための事業に対し支援する。 補助率：1 / 2

(6) 観光の振興

自然環境を守り、地域の資源を生かして、魅力ある観光地をつくとともに、地域の様々な産業が連携し、地域の活性化を促し、経済の活性化を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
北海道観光誘致推進事業費	(公社)北海道観光振興機構が実施する国内外への各種宣伝誘致事業等に対して助成を行い、観光振興と経済の活性化を図る。
観光土産品育成事業費	(社)北海道観光土産品協会が実施する観光土産品業の育成強化や土産品の品質向上に係る事業に対して助成を行い、観光振興と経済の活性化を図る。
観光統計調査事業費	本道における観光入込客数を調査するとともに、観光客や観光関連産業の動向を実態調査し、観光振興施策推進の基礎資料とする。
北海道観光ブランディング事業	北海道が優位性や可能性を持つ観光資源の発掘・磨き上げから旅行商品化による誘客までの取り組みを総合的に展開することで、本道観光のブランド力を高め、道外観光客の誘客を促進する。
海岸環境整備事業	国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としての利用に供するため、海岸環境の整備を行い、豊かで潤いのある農村の実現に資する。
自然公園施設整備事業	国立・国定公園及び道立自然公園等のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用の推進を図るため、保護及び利用施設の整備を図るとともに道有施設の補修改良を実施する。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 道路の整備

地域における経済・社会活動の広域化に対応するため、高規格幹線道路をはじめとする国道・道道等の幹線道路と連絡する幹線市町村道の整備を促進するほか、日常生活を支える市町村道についても整備を進めるとともに、橋梁の事後保全から予防保全への転換を円滑に行い、環境と調和し、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

ア 基幹的な市町村道の整備

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
市町村道	改良・舗装 3路線 3,474m (路線名) (幅員) (延長) 福住平岸線 W=5.5m L= 134m 浜中西上泊線 W=5.5m L=3,260m 明治通り W=6.0m L= 80m
農道	新設・改良・舗装 8路線 4,926m (路線名) (幅員) (延長) 南長地区 5.5m 612m 稲里東地区 4.0m 669m 東斗満地区 4.0m 1,102m 外 5路線 2,543m
林道	新設 16路線 L=23,800m W=4.0m 以上

イ 道道等の整備

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
道道	改良・舗装 168路線 320,000m (路線名) (幅員) (延長) 美唄富良野線 W=5.5m L=15,600m 利尻富士利尻線 W=6.0m L= 1,240m ほか 防災・補修 770箇所 (路線名) (内容) 奥尻島線 落石対策 沼田妹背牛線 橋梁補修 ほか
街路	延長 16路線 13,540m

農道 広域農道整備事業	新設・改良・舗装	5 路線	15,919m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	南渡島 2 期	5.5m	798m
	日高中部	5.5m	2,458m
	空知東部南 外 2 路線	5.5m	1,035m 11,628m
一般農道整備事業	新設・改良・舗装	11 路線	29,550m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	東栄 3 期地区	4.0m	2,980m
	別寒辺牛地区	4.0m	5,474m
	下仁多地区 外 8 路線	4.0m	2,439m 18,657m
基幹農道整備事業	新設・改良・舗装・修繕	3 路線	1,135m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	上芭路地区	4.0m	975m
	貫気別地区 滝の上地区	4.0m	法面保護工等 1 式 160m
農道整備特別対策 事業	改良・舗装	10 路線	16,063m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	向東 2	4.0m	1,800m
	東 4 線	4.0m	1,100m
	旭第 3 外 7 路線	4.0m	1,530m 11,633m
農地整備事業(通作条 件整備)	新設・改良・舗装・修繕	4 8 路線	164,543m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	東宝地区	4.0m	1,172m
	茶内第 3 地区	4.0m	1,535m
	若林一巳線地区 外 4 5 路線	5.5m	擁壁・道路修繕 150m 161,686m

(2) 多様な交通確保対策

多様性、選択性のあるネットワークの形成や各種交通機関の特性を生かした有機的な連携等を総合的に進めることにより、高速交通空白地帯の解消や半日交通可能圏の拡大を図るほか、地域の日常生活や産業活動に必要となる地域交通の確保を図るなど、利用者ニーズの多様化や地域性に応じたバス、鉄道、離島航路、航空路などの交通網の整備を進めます。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p data-bbox="331 645 587 721">生活交通路線維持対策事業</p> <p data-bbox="331 779 609 855">定期航路維持対策事業</p> <p data-bbox="331 913 609 990">地域航空ネットワーク形成推進事業</p> <p data-bbox="331 1070 609 1191">道内空港サポーターズクラブ創設モデル事業</p> <p data-bbox="331 1249 609 1326">離島航空路線維持対策事業</p> <p data-bbox="331 1406 497 1451">空港整備事業</p> <p data-bbox="331 1541 555 1585">空港維持管理事業</p>	<p data-bbox="667 645 1273 689">乗合バス・廃止代替バス事業の路線を維持する。</p> <p data-bbox="667 779 1305 824">離島航路旅客定期航路事業者に対する助成を行う。</p> <p data-bbox="641 913 1369 1025">地域航空ネットワークの形成を推進するとともに、北海道関係航空路線の維持・確保や各空港の活性化及び空港間の連携を促進する。</p> <p data-bbox="641 1070 1369 1146">路線維持に向けた取組の輪を広げ、地域が一体となった活動を促進する。</p> <p data-bbox="641 1249 1369 1361">道内離島航空路線の確保を図る観点から、国の補助制度を活用しつつ、航空会社に対する運航費の一部を補助する。</p> <p data-bbox="641 1415 1369 1491">過疎地域における生活路線の確保に係る空港の整備を行う。</p> <p data-bbox="641 1545 1369 1621">過疎地域における生活路線の確保に係る空港の維持管理を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p data-bbox="331 1751 609 1827">生活交通路線維持対策事業</p>	<p data-bbox="641 1751 1369 1827">地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業の路線維持を図る。</p> <p data-bbox="699 1836 858 1881">補助率：1/2</p>

(3) 情報化の推進

「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる個性と活力に満ちた北海道」をめざし、地域、産業、行政の分野における情報化に加え、これらを支えるための環境づくりという視点から情報化を進めます。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> 電子自治体共同システム運用事業	道及び市町村の電子自治体化を推進するため、道と市町村が共通して利用できる共通基盤を整備する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> 移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差の是正を図るため、移動通信用鉄塔等の施設整備を促進する。 施設整備補助 補助率：1/2 （サービスエリア内の世帯数が100世帯未満の場合にあっては、2/3） 償還金補助 補助率：41分の6.3以内（過疎債を活用した場合）

(4) 地域間交流の促進

自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じた交流、さらには自分にあったスタイルで北海道の生活を体験できる「ちょっと暮らし」など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> 北の大地への交流・定住促進事業	本道への交流・定住を進める取組を、より一層加速・定着化させるため、市町村間の連携促進や全国組織等との連携など、道として必要な取組を実施する。

4 生活環境の整備

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備や安全でおいしい水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、住民を災害や火災などから守り、生活の安定・安全を確保するため、消防・救急体制の整備を進めます。

事業名	実施内容				
<table border="1"><tr><td data-bbox="279 533 564 589">道自ら実施する事業</td></tr><tr><td data-bbox="279 589 564 723">流域下水道</td></tr><tr><td data-bbox="279 723 564 813">都市公園整備事業</td></tr><tr><td data-bbox="279 813 564 1581">公営住宅整備事業</td></tr></table>	道自ら実施する事業	流域下水道	都市公園整備事業	公営住宅整備事業	石狩川流域下水道 計画処理人口 113,120 人 道立広域公園の整備を行う。 低額所得者に対する低廉な家賃による賃貸住宅の供給を行う。
道自ら実施する事業					
流域下水道					
都市公園整備事業					
公営住宅整備事業					

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

だれもが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し支えながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がい者の人たちが地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p style="margin-left: 20px;">公衆衛生看護活動基盤整備事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p style="margin-left: 20px;">老人福祉施設等整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">特別保育事業推進費補助事業</p> <p style="margin-left: 20px;">社会福祉施設整備費補助事業（児童厚生施設等整備事業）</p> <p style="margin-left: 20px;">子育て支援対策事業費補助事業</p> <p style="margin-left: 20px;">保育緊急確保事業</p>	<p>道立保健所が管内市町村における地域保健活動の現状・課題を把握し、市町村保健師等の実践能力の向上を図るための調整や支援を行い、地域保健活動体制の整備を図る。</p> <p>居宅において養護に欠ける高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等の整備を促進する。 補助率 定額（10/10以内）</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援を推進するため、市町村が行う休日・夜間保育や、病児・病後児保育、延長保育などの特別保育事業に要する経費について助成する。 補助率：2 / 3以内</p> <p>留守家庭児童の健全育成、こども会・母親クラブ等の組織活動の育成を図るため、放課後児童クラブや児童館及び児童センター等の整備に要する経費を市町村等に助成する。 補助率：2 / 3以内</p> <p>保育所の計画的な整備や認定こども園等の新たな保育の需要への対応など、市町村が行う事業に要する経費について、「北海道安心こども基金」を活用し助成する。 補助率：3 / 4以内</p> <p>「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るため、新制度における施設型給付等に関する事業や、地域子ども・子育て支援事業等を市町村が先行的に実施する事業に助成する。 補助率：1 / 3以内</p>

6 医療の確保

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>離島・無医地区等巡回診療事業</p> <p>自治医科大学運営事業</p> <p>診療所医療機器整備事業</p> <p>自治体病院広域化・連携促進</p>	<p>歯科医療を受ける機会の確保が困難な離島での巡回歯科診療に対し、歯科診療班の派遣を行い、地域住民の歯科診療を確保する。</p> <p>へき地等に勤務する医療技術者の確保のため、学校法人自治医科大学において、医師の養成を図る。</p> <p>へき地医療の確保・拡充を図るため、道立診療所において必要な医療機器を整備する。</p> <p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の運営及び整備に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>へき地患者輸送車整備事業</p> <p>へき地診療所施設設備整備・運営事業</p> <p>へき地医療拠点病院事業</p> <p>地域医療対策支援事業</p>	<p>自治体病院等の広域再編を促進し、医療資源の有効活用を図るなど、良質な医療を継続的に提供できる地域医療体制の構築を図る。</p> <p>へき地における医療を確保するため、容易に医療機関を利用することが困難な地域について、患者輸送車の整備を促進する。 補助率：1 / 2</p> <p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の運営及び整備に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。</p> <p>道内の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図るため、(公財)北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク推進事業に助成する。 補助率等：定額</p>

7 地域文化の振興等

だれもが「心の豊かさ」を実感できる地域社会の形成に向け、地域住民の自主的・創造的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充、文化財や歴史的遺産・北海道遺産の保存・活用、青少年の文化活動に対する支援等を進めるなど、すべての人が文化を享受することのできる環境の整備を推進します。

また、歴史・文化をテーマとした地域間交流を促進するとともに、北海道遺産、産業遺産、景観などを生かしたまちづくりを推進します。

事業名	実施内容
<div data-bbox="284 622 564 698" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> </div> <p>生涯学習振興奨励補助事業</p> <p>北海道巡回小劇場公演事業</p>	<p>市町村、社会教育関係団体及び教育研究団体等が生涯学習の推進の観点に立って、社会教育及び文化財保護並びに地域の教育研究の充実振興を図るために実施する事業に対して支援する。</p> <p>補助率等：1 / 2 以内の定額</p> <p>舞台芸術の鑑賞機会の少ない地域の児童・生徒を対象とした小編成の音楽、児童劇等の舞台公演の実施を促進する。</p> <p>補助率等：1 / 3</p>

8 集落の整備

集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>集落対策促進事業</p> <p>集落実態調査事業</p> <p>集落総合対策事業</p> <p>集落総合支援事業</p> <p>「ガンバル集落」元気創造事業</p> <p>「ガンバル集落」人づくり事業</p>	<p>集落対策の促進を図るため、学識経験者や市町村、NPOなどで構成する「北海道集落対策促進会議」を設置し、地域の実情を踏まえた具体的な取組方策を検討する。</p> <p>各市町村等における集落対策の取組の検討に資するため、集落の実態や道内外の先進的取組を調査し、その結果を周知する。</p> <p>集落対策の主体となる市町村や集落住民における取組の促進を図るため、道や市町村、集落住民、民間、外部有識者など多様な主体が一体となって、道内3箇所集落対策の取組を実践し、その効果を検証するとともに結果を道内市町村へ幅広く発信する。</p> <p>集落問題に関する意識の醸成や調査研究、情報発信のほか、集落を支える人材の発掘及び育成など、市町村や住民の方々による取組を支援する。（集落問題研究会、集落問題地域フォーラム、集落地域リーダー養成講座、集落支援人材ネットワークの構築）</p> <p>民間が主体となった集落対策に関する先導的かつ複合的な取組を実施し、集落で抱える様々な課題の解決を図るとともに、地域に根ざした新たな雇用の場の創出を図る。</p> <p>集落の課題解決に向けて取り組む人材を育成するため、課題解決を図るための具体的な手法や、地域資源を活用したビジネス化の取組事例の紹介、さらには、現地体験実習などを通じて、各地域での就職や起業に必要となるスキルやノウハウなどを提供するとともに、取組を実践するNPOや団体・企業などとのマッチングを行う。</p>

9 その他の地域の自立促進に必要な事項

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
地域政策推進事業	<p>地域固有の課題に迅速かつ的確に対応し、個性ある地域づくりを推進するため、総合振興局・振興局自らが地域の関係者と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を企画・立案・実施する。</p>
地域づくり総合交付金	<p>個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、市町村が住民や民間団体等の多様な主体と協働して行う意欲的な取組や、地域課題の解決や地域活性化を目的として行う市町村や各種団体等の取組などに対して支援する。</p>
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
離島振興対策事業	<p>離島住民の生活の安定を図るため、本土に比較して価格差のあるプロパンガスの価格安定に向けた取組に対して支援する。</p> <p>補助率：1 / 2 以内</p>
地域づくり総合交付金	<p>個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、市町村が住民や民間団体等の多様な主体と協働して行う意欲的な取組や、地域課題の解決や地域活性化を目的として行う市町村や各種団体等の取組などに対して支援する。</p> <p>交付率 地域再生加速事業：10 / 10 以内 地域づくり推進事業：1 / 2 以内 特定課題対策事業：1 / 2 以内</p>
市町村振興基金貸付事業	<p>市町村の振興に必要な財政支援を行うため、市町村の公共施設や生活基盤等の整備に要する資金の貸付を行う。</p> <p>貸付内容</p> <p>貸付利率：貸付時の政府資金利率 - 0.2% 貸付額：経費(特定財源等を除く)の概ね75% 償還期間：15年以内(据置期間2年以内)</p>